

第 30 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 1 月 25 日（水）午前 9 時 30 分から 10 時 23 分
2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	3 番	中里 安男	
	4 番	古市 道則	6 番	中峰 義哉	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			
4. 欠席委員

2 番	池亀 昭次	8 番	西田 暁	
-----	-------	-----	------	--
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案協議
 - 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 6 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について
 - 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 30 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について
 - 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎
7. 会議の概要

事務局 それでは開会の前に、本日欠席の届けが会長に出ておりますので、報告をいたします。議席番号 2 番、池亀委員。8 番、西田委員 が欠席であります。

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 長 ただ今から、第 30 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 10 番、白川 秋信 委員。12 番、小山 重和 委員を指名します。

議長 長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 6 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、外 1 件を議題にします。

議長 長 事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。

議案第 1 号は、農用地利用集積計画の一部変更(賃借権 2 件)について承認を求めるものでございます。資料は 2 ページから 6 ページに関するものでございます。

1 番が、平成 26 年度第 6 号にて承認されました、平成 27 年 1 月 30 日付け公告の一部変更について、貸す人・A。借りる人・B の案件であります。

3 ページは農用地利用集積変更計画総括表です。

平成 27 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日の 5 年間を設定期間とする、畑 ●●㎡ を平成 29 年 1 月 10 日に合意解約、理由は借りる人の規模縮小のため、合意解約するものです。

2 番が、平成 28 年度第 21 号にて承認されました、平成 28 年 4 月 28 日付け公告の一部変更について、貸す人・C。借りる人・D の案件であります。

平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日の 5 年間を設定期間とする、田 ●●㎡ を平成 28 年 12 月 22 日に合意解約、理由は所有権移転のため、合意解約するものです。

資料 4 ページをお開きください。変更計画内訳書について説明します。

整理番号 1 番は、利用権設定をする者は西之表市○○××番地 A、利用権設定を受ける者は南種子町○○××番地 B。

土地の所在は、南種子町○○字△△××番 外 1 筆。

現況地目は、畑で、面積の合計は ●●㎡ であります。

取消しの理由については、借りる人の規模縮小のため、合意解約するものでございます。

整理番号 2 番は、利用権設定をする者は南種子町○○××番地 C、利用権設定を受ける者は南種子町○○××番地 D でございます。

土地の所在は、南種子町○○字△△××番 外 2 筆です。

現況地目は、田で、面積の合計は ●●㎡ であります。

取消しの理由については、所有権移転のため、合意解約するものでございます。

資料5ページ・6ページに、合意解約通知書を添付しておりますのでお目通しをお願いいたします。

なお、整理番号2番については、この後の第3号議案において、3条の申請をする予定となっております。

以上、1号議案について承認を求めるものであります。よろしくをお願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成28年度第30号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

議長 事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第2号について説明いたします。

議案第2号は、農用地利用集積計画の承認について、平成29年1月31日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権3件・農地中間管理権39件)を定めたいので承認を求めます。

資料9ページをお開きください。まず、賃借権3件の利用権設定の総括表です。

上段が、公告日は平成29年1月31日で、期間の始期を平成29年2月1日から終期が平成32年1月31日の3年間存続が1件で、田●●㎡・畑●●㎡の申請であります。

下段が、公告日は平成29年1月31日で、期間の始期を平成29年2月1日から終期が平成34年1月31日の5年間存続が2件で、田●●㎡・畑●●㎡の申請であります。

10ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

今回、利用権設定する方は南種子町○○××番地のEさん外2名で、利用権設定を受ける方は○○××番地のFさん外2名です。

現況は、田が全体で2筆の●●㎡・畑が7筆の●●㎡、合計で●●㎡です。

整理番号1番と3番が設定期間は、5年間で、整理番号2番が設定期間は、3年間です。

個別の資料については11ページから16ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続いて、資料17ページをお開きください。農地中間管理権の総括表です。

上段が、公告日は平成29年1月31日で、期間の始期を平成29年3月1日から終期が平成34年2月28日の5年間存続が1件で、畑●●㎡の申請であります。

下段が、期間の始期を平成29年3月1日から終期が平成39年2月28日の10年間存続が39件で、田●●㎡、畑●●㎡の申請であります。

18ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権設定を受ける者が公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権設定をする者は南種子町○○××番地 Gさん 外38名の方々です。

整理番号1番の畑1筆が5年間設定で、残りの整理番号1番の田●●㎡を含む整理番号2番から以降全てが10年間設定になっております。

全体で、田が121筆・面積●●㎡、畑が6筆・面積●●㎡となっております。

なお、個別の資料については25ページから64ページまで添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

なお今回、字図については、かなりの量がございましたので、このように集積がどのような形でされているかということ、こちらのほうに（別紙資料に）まとめてありますので、後で回しますのでお目通しをお願いいたします。

以上、39件の利用権設定を受ける者は、経営規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、^{もっ}以て農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、2号議案について承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。

- 議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 1番の利用権設定、それから39件の農地中間管理権の設定ということで上がっていますがけれども何か質疑等はないですか。
（「すみません。」の声あり）
- 議 長 はい。石堂委員。

7番委員 議 長 はい。懇談に入らせていただきたいのですが。
ちょっと待ってください。ほかに意見は無いですか。
（「ありません。」の声あり）

9番委員 議 長 どうぞ、懇談に入ってください。
懇談に入ります。
議 長 懇談を解きます。
議 長 ほかに質疑ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・H 外2名、譲受人・I 外3名 を議題といたします。
事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。

事務局 65 ページをお開きください。
議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が4件です。整理番号1番から資料を読み上げます。
整理番号1番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 H さん 及び、南種子町〇〇××番地 J さん 及び、南種子町〇〇××番地 K さんの3名です。譲受人が南種子町〇〇××番地 I さん です。
土地の所在が、南種子町〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡です。
所有権移転で、名義整理及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、66 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は70 ページから添付しています。
整理番号2番。譲渡人が大阪府豊中市〇〇××-×× L さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 M さん です。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。
ほかに、同字に2筆の 合計で3筆、地積合計は ●●㎡ です。
所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、67 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は77 ページから添付しています。
整理番号3番。譲渡人が鹿児島市〇〇××-×× N さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 O さん です。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡ です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、68 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は82 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 P さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 Q さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m²。

ほかに、同字に2筆の合計で3筆、地積合計は●●m²です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、69 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は87 ページから添付しています。

以上4件につきましては、1月12日の現地調査により耕作等について確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番、小山委員。

12番委員 整理番号1番の関係ですが、事務局より詳しい説明がありましたので、以下省略をさせていただきます。

譲渡人のH外2名ですね、共有地の代表ということになっております。まあ、Iさんも経営拡大ということで、69歳であるし、きちんと名義を確認したほうが良いということで、今回名義整理ということでの申請でありました。

これは、昭和30年より共有地として譲り受け、耕作してきた農地ですので何らの問題はないと思いますので、ご検討方よろしく申し上げます。以上です。

議長 長 整理番号2番、寺田委員。

1番委員 前の合意解約（議案第1号）の中で説明がありましたけれども、6ページのほうです。

6ページのLさんとCさんは親子関係でございまして、MさんとDさんの関係は、Mさんの婿さんが、Dさんになります。ですからMさんの婿さんが今までずっと作っておりましたけれども、今回売るといふことで、それを買い取るという形の申請でございまして。

田んぼのほうは、〇〇から3筆になっておりますけれども、もう既に1枚に整備をされているようでございまして。まあ以前から作っておるように、機械といい、それからまた人員的にも、それから水稻の技術なども相当上でございまして、効率的に今から先も耕作をしていくものと思っております。よろしく願いいたします。

議長 長 整理番号3番、中峰委員。

6 番委員 整理番号 3 番、土地の所在地、〇〇字△△××番は、1 月 12 日の現地調査におきまして、現況を確認をしたところであります。

譲渡人の N さんは現在、鹿児島市内に在住しております、会社員であります。お母さんが 1 人、〇〇に住んでいらっしゃるんですが、最近ほとんど雨戸が閉まっている状態ですので、鹿児島市の息子さん宅に行っておられるのではないかとと思われます。

この所有権移転の件なのですが、息子さんの N さんは現在会社勤めであり、農業をやるつもりが将来に亘ってないということでありまして、実際は親の代で、「もう、農業はやらないので、土地をもらってくれないか。」と、O さんに話があって、現況を確認したとおり、O さんの畑になっているんですね。

まあ税金対策として、名義も早く変更してくれという話で今に至っているところです。以上です。よろしく審議方お願いします。

議 長
10 番委員

整理番号 4 番、白川委員。

整理番号 4 番について、説明いたします。

譲渡人は P さん、譲受人は Q さん。場所は〇〇の北のほうですね。そこに 3 筆で ●●㎡。Q さんが経営拡大をしたいということで、売買による所有権移転ということでございます。よろしく願いいたします。終わります。

議 長
議 長

担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 3 号については原案どおり決定いたしました。

議 長

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題にします。申請人・R。

事 務 局

事務局より議案第 4 号の説明をお願いします。日高主任。

93 ページをお開きください。

議案第 4 号は、農地法第 4 条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が 1 件です。

整理番号 1 番。申請人が南種子町〇〇××番地 R さん。

土地の所在は、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は ●●㎡です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

工事計画は、平成 29 年 2 月から平成 29 年 3 月まで。

資金は、造成・建築費を合わせまして 〇〇円、全て融資によるものです。

転用目的としましては、太陽光発電設備です。

面積につきましては、資料の 98 ページに内訳が載っていますが、建築物としてパネル本体が ●●㎡、集・配電所が ●●㎡ の合計で ●●㎡ です。

所要面積 ●●㎡ です。転用事由の詳細としまして、「太陽光発電設備用地として」とのことです。

転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要としまして、「申請地は周囲が山林である。盛土をし緩衝地を設ける。また、防護柵を設け隣接農地への通路を確保します。」となっております。

なお、申請地は農業振興地域内農用地区域外、都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われま

す。参考資料は 94 ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、1月12日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番については、私のほうより説明をいたします。

5番委員 この土地におきましては、Rさんがたばこ耕作をするときには、毎年耕作して、たばこを作っておったんですけども、たばこを止められまして、その後^{から}唐いも等を随時作りおったんですけども、中々収量が上がらず、作った後は草になしたり色々しておりました。

毎年綺麗にして唐いもを作るんですけども、土地が浅地であるため、唐いもの収量も良くなかったようでございます。

そして今回は、「太陽光」を設置して有効利用を図るということでございます。ここ3～4年を見ましても、唐いもを作っても草わらになしたり色々して収量がゼロみたいな感じで推移してきたことを見ております。

「太陽光」を利用して、土地活用をしていきたいということでございます。ひとつ、皆さま方のご審議方よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。
（「はい。」の声あり）

議長 長 はい。白川委員。

10番委員 はい。議長、懇談に入ってもらいたいのですが。

議長 長 ほかに質疑ないですか。無ければ懇談に入ります。

（「ありません。」の声あり）

議 長 懇談を解きます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・S、譲受人・T。
事務局より議案第5号の説明をお願いします。日高主任。

事 務 局 資料101ページをお開きください。
議案第5号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。
整理番号1番。譲受人が東京都調布市〇〇××-××番地 〇〇法人 T 理事長 V。譲渡人が南種子町〇〇××番地 Sさん。
土地の所在は、〇〇字△△××番。登記・現況地目は畑。地積は●●㎡です。転用計画としまして、地目を雑種地に変更。
資金は、土地取得費 〇〇円 で、平成28年事業年度 認可予算となっています。転用目的としましては 保安用地 です。
転用事由の詳細としまして、「H-II Aロケット及び人工衛星の打ち上げに必要な保安用地とするため」とのことです。
隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、「周辺耕作地(田・畑等)に迷惑をかけないように下刈り等を年2回(農耕時期前)に実施する。」とのことです。
なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。
参考資料は102ページから添付しています。
なお、この案件につきましては、1月12日の現地調査において申請内容等について確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。西田委員が欠席のため、農地部長、整理番号1番についての説明をお願いします。

農地部長 この転用申請の件につきまして、本日、西田委員が都合により欠席のため、私のほうに説明をお願いしますという連絡がありましたので、私のほうで説明をしたいと思います。
現地調査の状況等についての説明をさせていただきます。
この案件につきましての申請内容は、事務局から今ありましたように

「H—Ⅱ A ロケットの打ち上げに必要な保安用地とするため」の購入ということでございます。地目は畑で、この畑にはロベが植え付けをされておりました。その結果の買収金額等はかなり良い代償ということになっております。土地としては〇〇円の土地代でございますけれども、資料104ページを見ていただければ分かると思いますけど、〇〇法人 T が購入するに当たり、植え付けられているロベ等の作物評価が〇〇円ということで、総額〇〇円の購入という形になるようございまして、Sさんの年齢等を考えると、今後この6畝からの売り上げは、多くは見込めないであろうというような状況を考えてところでございます。

そういうことで今回の移転につきましては、どうしても国としてはこの土地が必要でありますので、売買により双方が得をするということになるかと思っておりますので、ご検討方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。